



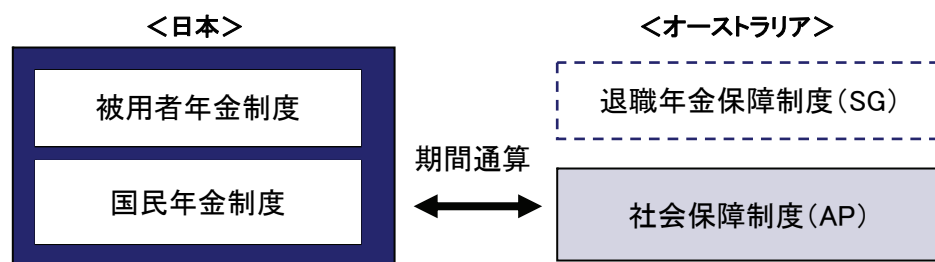
# オーストラリアに居住したことがある方へ

2009年1月1日から、

『社会保障に関する日本国とオーストラリアとの間の協定』により、  
日本とオーストラリアの年金制度の加入期間が通算されます。

## 日本の年金制度と通算を行うオーストラリアの年金制度

オーストラリアの年金は税を財源とする社会保障制度(AP)と、保険料を財源とする退職年金保障制度(SG)がありますが、通算を行う制度は**社会保障制度(AP)**です。また、通算を行う給付は**老齢給付**のみとなっています。



※通算を行った場合でも、それぞれの制度から年金が支給されます。

## 日本期間のオーストラリア老齢年金受給資格期間への通算

オーストラリア老齢年金では、オーストラリア国内での一定の居住期間(オーストラリア市民権またはpermanent visa保有者の居住期間。以下同じ)により支給されることになっています。この居住期間を満たさない場合には、重複しない日本の年金加入期間を通算して居住期間を満たせばオーストラリア老齢年金の受給資格を得ることができます。

## 協定に基づくオーストラリア老齢年金の計算の特例

オーストラリア老齢年金の支給額においては、所得・資産に応じて年金額が決定されることとなっています。協定の規定に基づき、日本から支給される年金額は、一部分のみが所得・資産として評価されることとなります。

## オーストラリア居住期間の日本老齢年金受給資格期間への通算

日本の年金の受給権を満たすために、被用者または自営業者として就労していたオーストラリア居住期間を通算して受給資格を得ることができます。

詳しくは、社会保険庁のホームページまたは社会保険事務所でご確認ください。

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/>

社会保障協定

検索